

# 成田市コンプライアンス条例のしおり



成 田 市



## 目 次

■ 市民の皆様へ ～市長メッセージ～	2
■ 成田市コンプライアンス条例の制定	3
■ 公益通報制度	4
■ 働きかけ行為	8
■ コンプライアンス審査会	11
■ コンプライアンス委員会	13
■ Q & A	15
■ 通報様式	22

市民の皆様へ

平成 23 年に本市幹部職員による相次ぐ不祥事が発生し、市民の皆様に変なご心配、ご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

本市では、日頃から、職員の綱紀保持の周知徹底を図るとともに、職員の不祥事等を未然に防止するため「成田市職員の内部通報等に関する要綱」を、また外部の者からの不当な働きかけに対処するため「成田市職員に対する職務に関する働きかけについての取扱要領」を定め、不正防止に取り組んでまいりましたが、市民の皆様の信頼を裏切る結果となってしまいました。

この事実を厳粛に受け止め、今後二度とこのようなことを起こさないよう、職員の職務に係る法令遵守や倫理保持のための環境及び体制の整備を図り、公正な職務の遂行を確保することにより、透明で市民の皆様から信頼される市政を確立することを目的といたしまして、平成 24 年 3 月 30 日に新たに「成田市コンプライアンス条例」を制定し、7 月 1 日から施行いたします。

本条例では、新たに市民の皆様から不正行為に係る公益通報をお願いするとともに、公益通報と働きかけに対する調査・審査機関として、弁護士等による「コンプライアンス審査会」を設置し、組織的な対応力を強化しております。

本市職員には、本条例の趣旨を十分理解し、公務員としての高い倫理観と社会的責任を常に意識しながら職務に励むよう指示いたしました。

私といたしましても、市民の皆様の信頼を回復するため、本条例の推進に全力を挙げて取り組む所存であります。

市民の皆様におかれましては、本条例を実効性のあるものとするため、更には健全で透明な市政運営の実現に向けて、ご理解、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

平成 24 年 7 月

成田市長 小泉 一成

## 成田市コンプライアンス条例の制定

平成 23 年に、相次ぐ職員の不祥事が発生しました。成田市には、これまでも内部通報制度や働きかけ行為への取扱要領などの職員の不祥事の防止を目的とした制度はありましたが、今回の事件については、それらの制度の趣旨が生かされることはなく事件を未然に防ぐことは出来ませんでした。これらの事実を厳粛に受け止め、「今後、二度とこのような不祥事を起こさせない。」という信念のもと、職員の倫理の確立と不正の発生を未然に防止するための組織的な対応を行うことを目的として平成 24 年 7 月 1 日に「成田市コンプライアンス条例」を施行しました。

## 職員の倫理原則

「成田市コンプライアンス条例」では、職員が適正に職務を遂行するためのよりどころとなる基本的な倫理原則、公務員としての心構えなど、条例上の訓示を示す責務を規定しています。

「職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、正当な理由なく一部のものに対して有利な、または不利な取扱いをする等、不公正な扱いをしてはならない。また、その職務や地位を私的な利益のために利用してはならない。更に職務の遂行に当たっては、法令を遵守し、上司の指示に従うとともに、不当な要求または行為に対しては、き然として対応しなければならない。」

このように、職員が適正に職務を遂行するためのよりどころとなる基本的な倫理原則を規定することにより、職員の倫理の確立に努めていきます。

# 公益通報制度

## 公益通報制度とは

本市が実施する事務もしくは事業に関するもので、法令に違反する行為、人の生命・身体・財産・その他の利益を害する行為、公益に反する行為または公正な職務を損なう行為が生じ、もしくは起こるのではないかと思われる場合に、職員等または市民が「コンプライアンス審査会」または「コンプライアンス委員会」に対して通報ができる制度です。

なお、民間事業者等の法令違反等について、本市が処分または勧告等をする権限を持つ事案の通報は、市民協働課で受け付けています。

## 公益通報を行える方

本制度の目的は、職員の不祥事を未然に防ぐことにあることから、通報者には一般職の職員に市の事務事業等を受託する事業者及びその従業員も加え、またその実効性を高めるためには、広く情報を収集することが必要であることから市民の皆様からの公益通報も受け入れることとしています。

## 通報の方法

公益通報の方法としては、コンプライアンス条例施行規則第1号様式（P22～23）をもって郵送・電子メール・FAXのいずれかの方法によって行います。

この際、公益通報の内容を客観的に証明できる資料等がある場合は併せて提出をお願いします。

公益通報におけるひぼう・中傷や、他人に損害を与える目的でのしい的な通報を防ぐとともに、通報後の調査や通報者の保護を円滑に推進するため、**実名での通報**を原則とします。なお、不正な行為があることを示す具体的な資料や根拠を示せる場合は、匿名における通報も受け付けます。

## 通報先

外部の第三者機関である「コンプライアンス審査会」または、内部機関の「コンプライアンス委員会」のどちらでも通報ができます。

① 「コンプライアンス審査会」公益通報窓口

(通報は郵送・FAX・Eメールのいずれかで受け付けます。)

〒260-0013

千葉市中央区中央3-10-6 北野京葉ビル602

ふさの葉法律事務所

安川 秀穂 弁護士

FAX 043-306-5878

Eメール futaba-yasukawa@mbr.nifty.com

② 「コンプライアンス委員会」公益通報窓口 (総務部総務課内)

(通報は郵送・Eメールのいずれかで受け付けます。)

〒286-8585

成田市花崎町760番地

総務部総務課内 コンプライアンス委員会通報窓口

Eメール hotline@city.narita.chiba.jp

※不明な点は、下記までお問い合わせをお願いいたします。

直通 0476-24-1616

## 公益通報者の保護

公益通報を行った方は、公益通報を行ったことを理由に、いかなる不利益な取扱いも受けないことが保障されるとともに、不利益な取扱いを受けたと思われる場合には審査会に対し是正措置の申立てが行えます。また、通報者が特定される情報(氏名、メールアドレス、電話番号、場合によっては所属、性別、年齢など個人が特定されるおそれのある全ての情報)の公開は行いません。ただし、ひぼう・中傷など悪質な意図や感情によりなされた通報については、公益通報には該当しないことから保護の対象とされず、場合によっては法的な処分の対象となることもあります。

## 審査前整理

コンプライアンス審査会は、真に審査が必要な公益通報に対し十分な審査時間を確保するため、公益通報が次の各号に該当し、コンプライアンス審査会が重ねて審査する必要がないと認めるときは、審査を開始しない旨の決定をすることがあります。

公益通報は、すべて受理したうえで、第三者機関であるコンプライアンス審査会が、事実関係などを調査し、次の各号に該当するか慎重に判断します。

- ①住民監査請求など監査委員による監査が行われている、または監査が終了したもの
- ②訴訟などが行われている、または判決・裁決等がすでにあったもの
- ③刑事告訴・刑事告発その他 捜査機関による捜査が行われている、または終了したもの
- ④議会や附属機関等により調査等が行われている、または終了したもの
- ⑤すでに不正な行為が是正され、かつ再発防止の措置が講じられているもの
- ⑥公益通報に関してコンプライアンス審査会において、すでに審査をしている、または終了したもの

また、この規定に該当した場合であっても審査会が審査の必要があると判断したときは、この規定にかかわらず審査を開始します。

なお、審査を開始しない旨の決定をしたときは、公益通報審査不開始決定通知書により、審査を行わない理由を示し、公益通報者及び任命権者等に通知します。

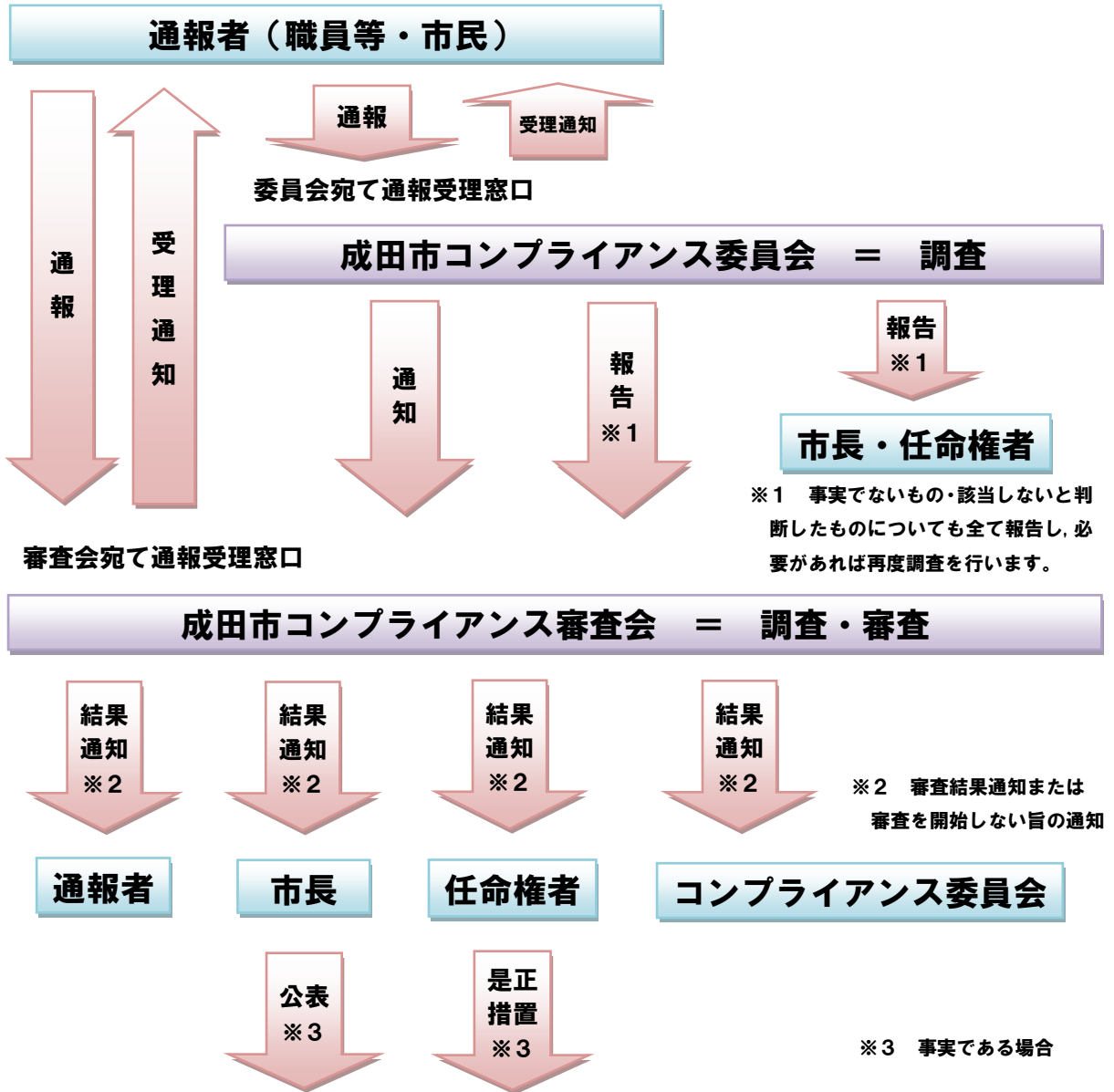
(令和2年4月1日一部改正)

## 制度の濫用の制限

制度の濫用を防ぐために公益通報を行おうとする方は、単なる憶測や思い込み、通報の対象となった者等への偏見、不平不満などによるものではなく、できる限り確実な事実に基づいて、誠実な態度を持って通報を行わなければなりません。



◆公益通報の基本的な対応の流れ



## 働きかけ行為

### 「働きかけ行為」とは

本市の職員に対し、職務に関することで法令等に根拠がなく、または正当な理由がないにもかかわらず職員の公正または正当な職務の遂行を妨げることを働きかける行為のことです。

具体的には、市が行う許認可などの業務に関し特定の者や団体等に対し有利な取扱いをするよう求めたり、職員のみが知りうる職務上の秘密などを漏らすことを強要するなどの行為が該当します。

なお、これまでの「成田市職員に対する職務に関する働きかけについての取扱要領」においては、暴力的な行為、脅迫などの手段を伴って行われる働きかけについては、「成田市不当要求行為等の防止要綱」の対象とすることを規定していましたが、本条例においては、これらの手段を伴う行為についても「働きかけ行為」の対象として取り扱います。

### 「働きかけ行為」の対象者は

市の行う事務事業に関し関係のある団体や個人、またはそれらの者から依頼を受けた議員等(国会・県議会・市議会議員等またはその代理人、現職、元職は問わない)及び、職員に対し影響力を行使することが懸念される一般市民等(担当職員の先輩・縁者・地域の有力者等)が該当します。

### 「働きかけ行為」にならない行為は

- ・議会、説明会、公聴会など公開の場での要請、要望など
- ・陳情書、要望書など公式の書面によるもの
- ・単なる照会または資料請求の範囲内に留まる場合
- ・市民等またはその代理者からの問い合わせ・要望など

ただし執拗に要求をする場合、「〇〇議員に相談する」、「〇〇さんに頼んでみる」など影響力の行使をうかがわせる場合は、不当な「働きかけ行為」として取り扱う場合もあります。

### 「働きかけ行為」に該当する場合の対応

職員がそれぞれの職務について「働きかけ行為」があった場合（働きかけに該当すると思われる場合を含む。）は、その内容を記録し、所属長または上司へ報告します。

所属長（上司）は内容を検証し、「働きかけ行為」に該当する場合はコンプライアンス委員会へ報告書を提出します。

委員会は調査を行い、「働きかけ行為」に該当すると判断した場合は、コンプライアンス審査会に報告書を提出します。

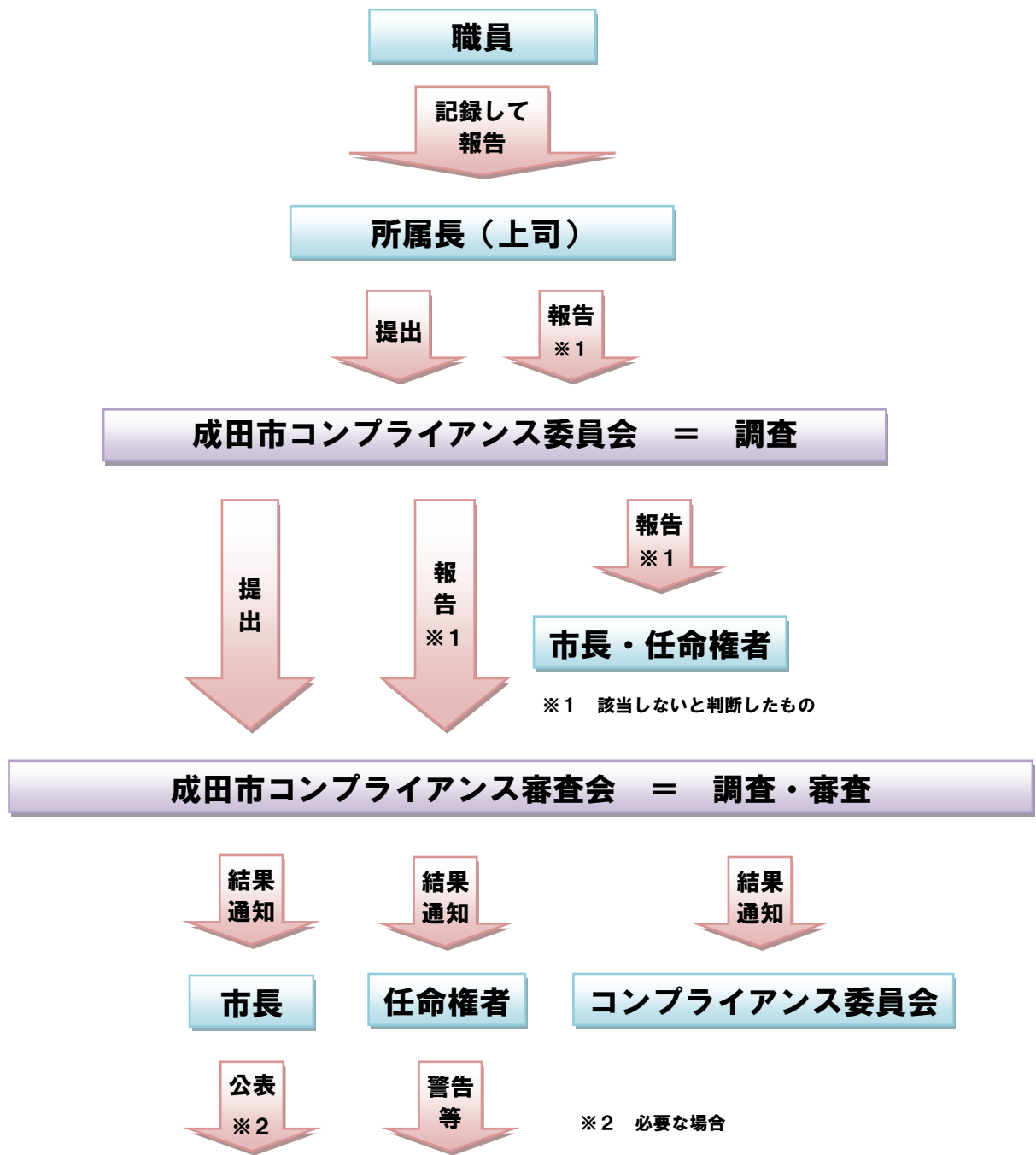
審査会は、調査及び審査を行い、審査の結果「働きかけ行為」に該当すると判断した場合は、認定した理由と併せて任命権者が行うべき措置等について意見を付して通知します。また、「働きかけ行為」に該当しないと判断した場合も通知します。

任命権者が是正措置を行わない場合は、審査会はそのことを公表することができます。これにより、任命権者に、「働きかけ行為」への適切な措置を求めます。

### 「働きかけ行為」に該当しない場合の対応

「働きかけ行為」に該当しないと所属長等が判断した場合においてもコンプライアンス委員会への報告を義務付けています。これは、報告をもとに所属長等による判断が適正に行われたかどうかを、委員会が検証するためです。

◆働きかけ行為の基本的な対応の流れ



# コンプライアンス審査会

## コンプライアンス審査会とは

公益通報と働きかけ行為の調査・審査を行う組織です。公平性・中立性を確保するため、「弁護士その他法令に関し専門的知識を有する者または識見を有する者」3人で構成する、第三者委員による附属機関です。

## 審査会の守秘義務について

審査会の委員に対しては、公益通報者及び事実関係者の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護の観点から、在任中はもとより、退任後においても守秘義務が課せられています。

## 会議の非公開

審査会は、公益通報者の保護に影響する情報や、不正に関わったとされる職員や関係者に対する事実確認の調査・審査を行います。プライバシー保護のため、また調査・審査過程の公開が、円滑な調査・審査を損なうおそれがあるため、会議は非公開とします。

## 公益通報への対応

審査会は、公益通報の受理、調査、審査等を独自に行うことができます。コンプライアンス委員会から審査会に対し通知または報告された公益通報についても調査及び審査を行います。ただし通報が条例に規定する要件に該当する場合には審査を開始しないことがあります。審査会は、審査の結果を市長、任命権者、委員会に通知します。違法行為等が存在する場合は、存在を認定した理由と併せて任命権者が行うべき措置（違法行為の停止、違法状態の回復・再発防止）について意見を付して通知します。また、公益通報の内容が事実でないときも通知します。結果の通知は、公益通報者に対しても行います。

任命権者が違法状態の解消、再発防止等の是正措置を行わないときは、審査会はそのことを公表することができます。これにより、任命権者に、違法状態の速やかな解消を求めます。

また、公益通報者が不利益な取扱いを受けたと申し立てがあったときも、審

査会は調査，審査等の対応を行います。

### 働きかけ行為への対応

審査会は，コンプライアンス委員会から「働きかけ行為」に関する記録の提出または報告を受けた場合は，「働きかけ行為」に該当するかどうかの調査及び審査を行います。委員会が「働きかけ行為」に該当しないと判断し，報告したものについても，改めて検証します。

審査会は，審査の結果，「働きかけ行為」に該当すると判断した場合は，認定した理由と併せて任命権者が行うべき措置等について意見を付して通知します。また，「働きかけ行為」に該当しないと判断した場合も通知します。

任命権者が警告等の必要な措置を行わない場合は，審査会は，そのことを公表することができます。これにより，任命権者に，「働きかけ行為」への適切な措置を求めます。

### 成田市コンプライアンス審査会委員

(50音順敬称略)

氏	名	選任事由
岩舘	和彦	識見を有する者
大越	直人	司法書士
安川	秀穂	弁護士

(任期：令和2年7月1日～令和4年6月30日)

# コンプライアンス委員会

## コンプライアンス委員会とは

副市長，教育長をはじめ各部長等で構成する庁内委員会です。コンプライアンス審査会に加えて公益通報の窓口となり，公益通報をしやすい体制を整えます。

また，公益通報と働きかけ行為の調査と，不正な行為の防止対策や，働きかけ行為への組織的な対応を行います。

## 会議の非公開

委員会は，審査会に準じ，公益通報者の保護に影響する情報や，不正に関わったとされる職員や関係者に対する事実確認の調査を行います。プライバシー保護のため，また，調査過程の公開が，円滑な調査を損なうおそれがあるため，会議は，非公開とします。

## 公益通報への対応

公益通報が委員会に提出された場合に委員会は，公益通報を受理し，その内容について調査を行います。違法性の判定は，審査会が行うため，委員会は調査までしか行いません。

公益通報の内容が，審査会における調査・審査が必要であると判断した場合は，審査会に通知しなければなりません。また，明らかに事実でない場合または公益通報に該当しないと判断した場合においても，その旨を審査会，市長等に報告することで，公益通報に対する適正な対応を行います。

## 働きかけ行為への対応

委員会は，「働きかけ行為」についての記録や報告が所属長または上司から提出されたとき，調査を行います。「働きかけ行為」に該当すると判断したときは，審査会に提出します。また該当しないと判断した場合においても，その旨を審査会，市長及び任命権者に報告することで，「働きかけ行為」に対する適正な対応を行います。

委員会は，調査の結果，「働きかけ行為」の内容が直ちに職務の公正な遂行を

脅かしたり、不当な影響を及ぼすと判断した場合は、早急に必要な措置を講じ、組織としての迅速な対応を行います。その場合は、措置の内容について審査会に報告します。



## Q & A

### 制度の目的と特徴



成田市では、今までは不祥事の防止のための制度はなかったのですか？



平成 23 年に、相次ぐ職員の不祥事が発生しました。本市には、これまでも内部通報制度など職員の不祥事の防止を目的とした制度はありましたが、事件を未然に防ぐことは出来ませんでした。このことを厳粛に受け止め、「今後、二度とこのような不祥事を起こさない。」という信念のもと、職員の倫理の確立と不正の発生を未然に防止するための組織的な対応を行うことを目的として「成田市コンプライアンス条例」を制定しました。



制度の特徴は？



これまでは、職員の法令違反を未然に防止するための公益通報を行うことができる者を市職員や市の事務事業に従事している関係者だけとしておりましたが、広く市政に関する情報を収集するため、市民の皆さまからの通報も受け入れることとしました。また、通報内容の検討は、副市長や部長など内部委員からなるコンプライアンス委員会と、公平性・中立性を確保するため、弁護士などの有識者で構成されるコンプライアンス審査会の二つの組織で対応いたします。



コンプライアンス審査会とコンプライアンス委員会の違いは？



コンプライアンス審査会は、公平、公正な立場での調査、審査をする機関ですが、市の内部に関する問題の解決については、職員自らが主体的に取り組まなければならないことから、その核として内部組織であるコンプライアンス委員会を設置します。また、コンプライアンス委員会では、公益通報や働きかけ行為に関する調査のみを行い、最終的な判断は、外部機関であるコンプライアンス審査会が行います。



コンプライアンス審査会の委員は、どのような人が選ばれるのですか？



弁護士や司法書士，裁判所や警察に勤務されていた方など法令に関し専門的知識を有する方などから選ばれます。

### 公益通報制度



職員ではないのですが，一部の職員の対応について問題があると思っております。公益通報が出来るのですか？



この制度は，市の内部だけではなく広く市政に関する情報の提供を受けることで不正の発生の未然防止と透明な市政の執行を目的としていることから，職員だけではなく市民の皆さまからの公益通報も受け付けます。



公益通報の対象となるのはどんなことですか？



本制度は，市政運営において重大な法令違反がある場合や人の生命，財産，生活環境に重大な損害を与えるおそれのある場合や不正な行為があると思われる場合が対象となります。市民の皆さまから見て「これは何かおかしい。犯罪に結びつくのではないか。」と感じた場合には通報するか，またはコンプライアンス審査会やコンプライアンス委員会の窓口にご相談をしてください。

### このような場合は公益通報の対象にはなりません！

- ①職員の態度が悪い，服装が派手だ。  
→職員に関するお問い合わせについては，当該職員の所属長が対応をいたします。
- ②要望を出しているがなかなかやってもらえない，対応が遅い，要望しても回答がない，市の制度に不満がある。  
→市民の皆さまからのご意見，要望等については，市民協働課内の市民相談室や「市長への手紙」でお伺いしております。



以前から問題があるのではないかと感じていたのですが、その部署の方をよく知っているのに公益通報がしにくいんです。どのように対処したらよいのでしょうか？



コンプライアンス条例の目的は、重大な法令違反等の是正を目的としております。少しでもおかしいと思うことがあったら連絡をお願いいたします。また、公益通報は通報者の保護を重要な目的としておりますので、誰が通報したかということは、外部には漏れません。



匿名では、通報は出来ないのですか？



ひぼう中傷や他人に損害を与えるための虚偽的な通報を防止するため、実名での通報をお願いいたします。公益通報者の情報は厳重に保護いたします。なお、通報の根拠を示すことができ、公正な調査が可能な場合には匿名での通報も受理します。



明らかにひぼう中傷である場合や特定の職員にダメージを与えるための通報であることが分かっても保護の対象とされるのでしょうか？



明らかないぼう中傷や損害を与える目的でなされたことが明らかである場合は、保護すべき公益通報には該当しません。また、通報された者から名誉棄損等で告訴される場合もあります。



公益通報はどのようにして行えばよいのでしょうか？



コンプライアンス審査会の公益通報窓口、または、市役所内のコンプライアンス委員会の通報窓口にて、定められた書式に必要事項を記載し、添付資料等を添えて直接通報をしてください。通報は、電子メール、郵送等（審査会の公益通報窓口については、FAXも可）でお願いします。連絡先は、しおりの5ページ、または本市のホームページ総務課のコンプライアンスのページに記載してあります。また、通報に当たっては、内容が外部に漏れないよう、あて先、メールアドレス等を間違えないようお願いします。



**Q** なぜ、窓口が二つあるのですか。通報先によって取扱いが異なるおそれはないのですか？

**A** どちらに通報しても対応は変わりません。通報については、どちらに提出いただいても最終的な判断は、外部委員で構成するコンプライアンス審査会が公正・公平に行います。

**Q** 外部組織であるコンプライアンス審査会が直接違法行為を正してくれるのですか？

**A** 審査会では、直接通報を受理した場合、またコンプライアンス委員会から報告を受けた場合のどちらについても、審査会としての調査及び審査を行い、通報の内容が事実であると認められる場合は、速やかに是正措置を取るよう市長、任命権者等に通知を行います。通知を受けた市長、任命権者は、審査会の意見を尊重し、事実の確認を行い、公益通報の内容が事実であると認めるときは、速やかに公益通報に係る行為を是正するとともにその概要を公表しなければなりません。



**Q** 緊急を要する事態なのでコンプライアンス審査会（または委員会）ではなく直接警察に通報したいのですが？

**A** 本制度は適切な関係機関への通報を制限するものではありません。緊急に対処する必要がある場合は、直接警察等に相談をして頂いても差し支えありません。

**Q** 通報したことが、他の人に知られてしまうおそれはないのですか？

**A** 調査は、基本的に審査会または委員会の委員自らがを行い、委員には守秘義務を課し、かつ通報者に関する情報は、非公開としています。調査の際に市（総務課）の担当者が、資料収集や職員への連絡の補助をすることもありますが、この場合も誰が通報をしたかは担当者には知らされません。

また、聴き取り調査に協力する職員にも守秘義務を課すとともに、調査の段階でも誰が通報したかということは特定できないよう配慮します。

**Q** 市には、市民協働課にも公益通報に関する窓口が設置されているようですが、役割は違うのですか？

**A** 市民協働課が所管する外部からの公益通報とは、労働者が会社など事業者の法令違反を事業所内部や、法令違反に対して処分または勧告等をする権限を有する行政機



関などに通報することで、いわゆる「内部告発」のことをいいます。市民協働課では、市の許認可に基づいて民間事業者等が行っている事業など市が処分または勧告等をする権限を有するものについての通報を受け付けておりますが、本市の直接の事務事業や市が発注した事業など、直接市が関与する事業については、「成田市コンプライアンス条例」に基づいてコンプライアンス審査会または委員会が通報を受理します。

**Q** 条例改正によって監査や訴訟が申し立てられている案件は、公益通報ができなくなったのですか？

**A** 監査や訴訟が申し立てられている案件であっても、公益通報をすることができます。ただし、審査会が調査の結果、重ねて審査をする必要がないと認めるときは、審査を開始しない旨の決定をする場合があります。

### 働きかけ行為

**Q** 働きかけ行為とは、どのような行為のことですか？

**A** 本市の職員に対し、職務に関することで法令等に根拠がなく、または正当な理由がないのに特別な取扱いを求めることをいいます。

具体的には、次のようなことが想定されます。

- ①特定の個人または団体に対する許認可、取扱いなどについて、有利な取り計らいをすることを求めること
- ②特定の個人または団体に対し、義務のないことを行わせたり、権利を行使させないよう求めること
- ③職員しか知り得ない情報を漏らすよう求めること  
(税情報や個人情報など)
- ④期限までに行わないことを求めたりするなど正当な職務の執行を妨げる行為を求めること
- ⑤法令等に違反または法令等の定めを実行しないような行為を求めること

次のような事は、働きかけ行為に該当しません。

- ①議会の討議、説明会や公聴会など公開の場で受けた要請、要望など
- ②陳情書や要望書など公式の書面により提出されたもの



③単なる照会や内容の確認を求められたり、資料請求の範囲内に留まる場合

④市民等またはその代理人などからの問い合わせや要望など

ただし執拗な要求や「〇〇議員に頼んでみる。」「幹部の〇〇さんを知っている。」など影響力の行使をうかがわせるような場合は「働きかけ行為」として取扱う場合もあります。



働きかけ行為の対象者は、どのような方が考えられますか？



市が行う事務事業に関し関係のある団体や個人、またはそれらの者の依頼を受けた議員等（国会・県議会・市議会議員等またはその代理人、現職、元職は問わない。）、また、職員に対し影響力を行使することが懸念される一般市民等（担当職員の先輩・縁者・地域の有力者等）あらゆる者が対象となります。



市に対して要望があるのですが、「働きかけ行為」として扱われるのではないかと心配です。このまま要望を出しても問題はないでしょうか？



市役所には、さまざまな方々から市政に対する要望やご意見が寄せられます。そのほとんどは、定められたルールの中で行われているものであり、コンプライアンス条例にある「働きかけ行為」には、該当しませんので安心してご相談下さい。

「働きかけ行為」に該当するのは、正当な理由がないにも関わらず特定の個人や団体に有利な取扱いを求めるなどの一部の行為です。不明な点は、コンプライアンス委員会通報窓口（総務課）にご連絡をお願い致します。



市役所の〇〇課へ要望に伺ったところ、詳細に記録を取っていました。「働きかけ行為」として報告されてしまうのでしょうか？



市民の皆さまからのご意見・ご要望については、正確な記録をして、上司、所属長に報告をすることが職務の基本です。

「働きかけ行為」は、特に不正な職務執行につながるリスクが高いため、あえて記録をすることを前提としておりますが、日常的には、不当要求行為でなくとも、記録して適正な職務執行をするよう心がけております。



「働きかけ行為」として判断された場合は、働きかけ行為を行った者の名前が全て公表されてしまうのですか？



「働きかけ行為」に関する報告書などは、「成田市情報公開条例」に基づく情報公開の対象となりますが、関係者が個人である場合は、その方の氏名や個人を特定されかねない記載



内容は、個人情報として原則公開はしません。

(※「働きかけ行為」を行った者が、議員等の公職にある者や公務員である場合は、氏名が開示されます。)

ただし、「働きかけ行為」に関し市が警告などの措置を行ったにも関わらず改善されない場合、また内容が特に悪質であるなどの場合は、個人の氏名も含めて公表される場合があります。



「働きかけ行為」の内容が改善などの措置を取るようコンプライアンス審査会で判断されたらどうなるのですか？



審査会において是正する必要があると判断した場合は、市が取るべき措置等についての意見を付けて市長、任命権者に通知をします。通知を受けた任命権者は、その意見を尊重し必要な事実確認を行い「働きかけ行為」を行った者に対し警告などの措置を取ります。

また、市長は、その内容が特に悪質であるなど判断した場合については、「働きかけ行為」を行った者の氏名や警告の内容を公表することもあります。

別 記  
第1号様式  
その1

公 益 通 報 書

年 月 日

(あて先)成田市コンプライアンス審査会会長

氏名(職員にあつては, 所属及び職名も記入)		
住 所		
電 話 番 号		
不正な行為等	具体的な内容	
	証 拠 等	
公益通報の対象となる者の所属, 職名及び氏名		
審 査 結 果 通 知 の 希 望		<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない



その2

公 益 通 報 書

年 月 日

(あて先)成田市コンプライアンス委員会委員長

氏名(職員にあつては, 所属及び職名も記入)		
住 所		
電 話 番 号		
不正な行為等	具体的な内容	
	証 拠 等	
公益通報の対象となる者の所属, 職名及び氏名		
審 査 結 果 通 知 の 希 望		<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない

**成田市コンプライアンス条例のしおり**

発行 平成24年7月

改訂 令和 2年7月

編集 総務部総務課

〒286-8585 成田市花崎町760番地

TEL 0476-24-1616 (問い合わせ専用)

登録番号 成総20-0013